商法予備令８－１７　肢オ

第１．肢の結論

誤っている

第２．譲渡等承認請求をするにあって，承認しない旨を決定し，株式会社が買い取る場合の手続

１．問題の所在

取締役会設置会社において，譲渡制限株式の株主が，取締役会に承認請求をした（１３９条１項)。

そして，取締役会は，承諾をしないで，対象株式を買い取ることを請求した。

この場合に，どのような手続を要するか，問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

株主総会の決議が必要となる（１４０条１項・２項)。

よって，株主総会の決議は要しないとする肢は誤っている。

（２）理由

確かに，取締役会設置会社においては，譲渡制限株式について，請求を受けた場合，承認か否かを判断する権利は取締役会にある。

したがって，その延長線上で，請求を承認しない場合に，当該会社が買い取る判断も，取締役会限りでできるとも思える。

しかし，この結論は不当である。すなわち，会社が買い取るということは，投下資本の払い戻しとなり，会社の資産状況に影響が出る。

資産状況に影響が出るということは，会社の実質所有者である株主に影響が出るということである。

取締役会限りで決めさせることは，株主の利益に反し問題である。また，自己株式は議決権を行使できないので，支配比率にも影響が出てくる。これらの事情より，株主を保護する必要がある。

そこで，法は，株主総会の特別決議（１４０条２項，３０９条２項１号）を通して，株主に手続保障を図った。

取締役会に承諾の権限を認めたのは，通常の経営判断である。買取は，所有権に影響を与える危険がある以上，取締役会の濫用を防止するという意味でも，この結論は適当と考える。

以上